長生村 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

【令和6年度~令和8年度】

令和6年3月 長生村



はじめに



わが国の高齢化率は、令和5年(2023年)現在29%を超えており、超高齢社会の基準となる高齢化率21%を大きく上回り、今後も高齢化率の上昇が続いていくと見込まれています。介護保険制度は、このような高齢化に備えて平成12年度(2000年)に設けられ、介護が必要になっても安心して暮らしていくことができる社会的基盤として不可欠な制度となっています。

長生村の高齢化率は、住民基本台帳では令和6年2月末時点で35.5%と、全国平均より高い水準となっています。高齢者人口は令和5年から少しずつではありますが減少しており、65歳未満の生産年齢人口も減少していくため、今後も村の高齢化率は上昇し続け、後期高齢者の増加とともに要介護認定者数も増加していくことが見込まれています。

このような高齢化に対応するため、この「長生村高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画」において、「誰もが健やかに、生きがいをもって暮らせる村」を基本理念としながら、「健康づくりと介護予防の推進」「安心して暮らすための福祉・介護サービスの充実」「いきいきと心豊かな高齢社会の実現」「地域ケアシステムの基盤強化」という4つの基本方針を掲げ、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に取り組んでまいります。同時に、国は第9期計画において、中長期的な介護サービス基盤の計画的な整備、総合事業の充実化、介護人材確保及び介護現場の生産性向上等に取り組むことを求めており、本村でも地域の実情に合わせながら各種取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な立場から御審議いただきました介護保 険運営協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重な御意見 をお寄せくださいました村民の皆様及び関係各位に、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

長牛村長 小 鳥 陽 一

目 次

第1編 「	予 論	1
第1章 言	計画策定にあたって	2
第1節	計画策定の方針	2
第2節	計画の期間	3
第3節	国の基本指針	4
第4節	地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	5
第5節	計画の位置づけ	6
第6節	計画の策定及び推進体制	7
第2章 表	本村の高齢者を取り巻く現状	8
第1節	人口・世帯	8
第2節	要介護認定	9
第3節	介護保険施設等の現状	11
第4節	アンケート調査結果(抜粋)	12
第3章 語	計画の基本理念・体系	14
第1節	計画の基本理念	14
第2節	計画の基本方針	15
第3節	計画の体系	16
第4節	日常生活圏域	17
第2編 カ	施策の展開	19
	 建康づくりと介護予防の推進	
第1節		
第2節	地域支援事業・生活支援サービスの体制整備	
第3節	在宅医療・介護連携の推進	29
第4節	認知症施策の推進	
第2章 5	安心して暮らすための福祉・介護サービスの充実	35
第1節	福祉サービスの充実	
第2節	介護給付・予防給付サービス	41
第3節	地域密着型サービス	42
第4節	介護保険サービスの適正な運営	42
第3章 し	ハきいきと心豊かな高齢社会の実現	44
第1節	活躍の場と生きがいづくり	44
第2節	高齢者に配慮した村づくり	46
第3節	高齢者の安全対策の推進	47

第4章 地域包括ケアシステムの基盤強化	51
第1節 地域ケア体制の強化	51
第2節 福祉コミュニティの充実	
第3節 連携体制の強化	55
第3編 介護保険	57
第1章 介護保険給付の実績	58
第1節 サービス別給付実績	58
第2節 費用額の推移	60
第2章 介護保険サービス量及び給付費の見込み	61
第1節 介護保険費用額の推計	61
第2節 介護保険料	65
資料編	69

第1編序論



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の方針

わが国は世界的にみても高齢化率が最も高い国の一つであり、今後さらに高齢化率は上昇していくことが見込まれています。総務省統計局によれば、昭和25(1950)年以降一貫して増加していた65歳以上の高齢者が、令和5(2023)年9月15日現在の推計では、3623万人と、昭和25(1950)年以降初めての減少となりました。一方で、高齢化率は、昭和25(1950)年には4.9%、昭和60(1985)年に10%、平成17(2005)年に20%を超え、令和5(2023)年には29.1%と過去最高を更新しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、34.8%になると見込まれています。既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、このような高齢化の進行は様々な課題をもたらしています。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加により、医療や福祉、社会保障等の分野での人手不足など様々な課題への対応が求められています。

このような状況のなか、介護保険制度においては、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に 創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、地域包括ケアシ ステムの構築を引き続き推進していくことが求められています。住みなれた地域で、いきいきと 安心して満足した生活を送り、幸福に暮らしていくためには、一人ひとりが役割をもちながらつ ながり支え合う地域社会の実現が必要です。

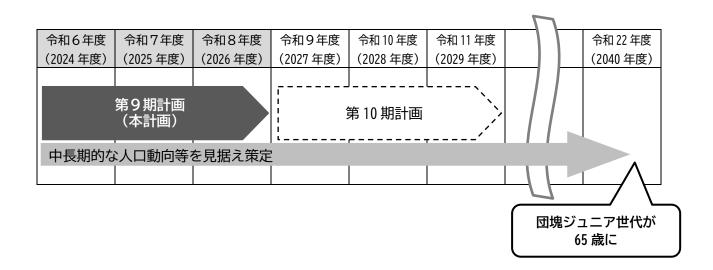
また、認知症高齢者の増加に対しては、国会において令和5年6月に認知症基本法案が成立し、認知症の人が尊厳を持って暮らせる社会の実現や正しい理解の普及、バリアフリーの推進などが求められています。また、認知症施策大綱の中間評価を踏まえた施策の推進も求められており、認知症高齢者や支える人々への様々な支援が求められています。介護人材の不足については、全国的な課題であるとともに、長生村(以下、本村)においても大きな課題になっていく可能性があり、介護人材の育成や定着に向けた取組が引き続き求められています。

本村においては、すでに高齢化率が35%を超えており、地域包括ケアシステムの確立により、 地域共生社会を実現していくことは急務といえます。これまでの取組の成果と課題を踏まえなが ら、中長期を見据えた体制の充実をさらに進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、本村の今後の施策・事業を位置づけた、新たな「長生村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」)を策定します。

第2節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。団塊ジュニア世代 *が65歳以上になる令和22(2040)年度を見据え、施策を展開します。







^{**} 団塊ジュニア世代:第二次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代を指し、昭和 46 (1971) 年 ~昭和 49 (1974) 年生まれの世代を指す。

第3節 国の基本指針

国では、市町村の第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、本計画もこれらの指針に沿って策定します。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ○中長期な介護ニーズの見通し等について、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要
- ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が必要
- ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域密着型サービスの更なる普及と、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ◆中長期的な介護ニーズの見通しを踏まえたサービス基盤の整備と、在宅サービスの充実や、在宅療養 支援の充実に向けた取組の促進が必要

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組むことが重要
- ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載
- ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援と、高齢者虐待防止の一層の推進
- ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を計画策定に反映
- ○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- ◆これまで支援が行き届かなかった人々への支援を行うとともに、より多くの場面での関係団体間の協働や連携を通じて、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ○文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)
- ◆様々な介護人材の確保や介護現場の生産性向上を図り、地域包括ケアシステムの充実が必要

第4節 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

本村は、第5期計画より地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めてきました。本計画においても、引き続き地域包括ケアシステムをさらに深化・推進する必要があります。高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的かつ切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの確立を、引き続き目指します。

そして、この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、地域共生社会の実現が同時に求められています。地域共生社会は、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的 *な社会を意味しています。

包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括 ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ってい くことが求められています。

_

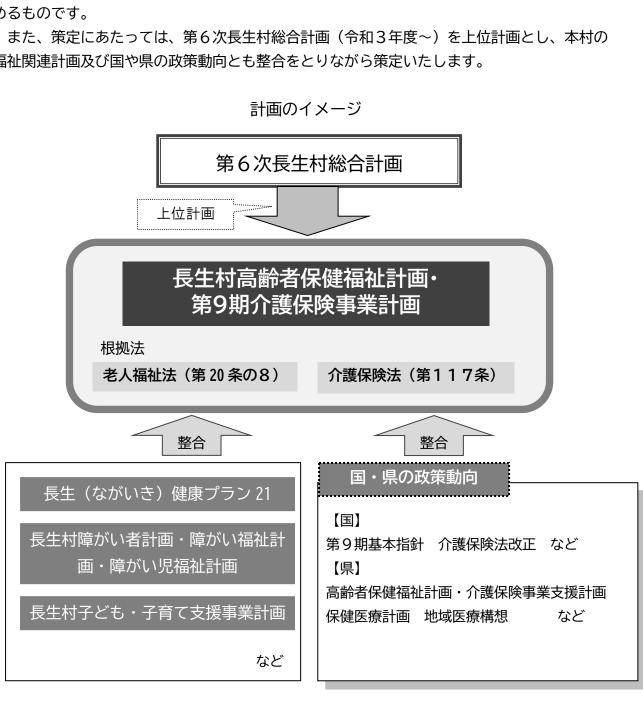
[※] 包摂とは、排除の反対の意味で、一定の範囲に包み込むことを意味します。ここでは、すべての人が つながりながら社会に包み込まれていることを意味しています。

第5節 計画の位置づけ

本計画は、本村の介護保険事業と高齢者保健福祉事業を含めた、高齢者に対する保健福祉事 業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画(以下、高齢者保健 福祉計画)と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画(以下、介護保険事業計画)を一体 のものとして策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者の保健福祉事業 を総合的に体系付けるものです。介護保険事業計画は、持続可能な介護保険運営のために、各 介護保険サービスの給付量等を見込み、計画期間内のサービス基盤整備方針や介護保険料を定 めるものです。

福祉関連計画及び国や県の政策動向とも整合をとりながら策定いたします。



第6節 計画の策定及び推進体制

1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者のニーズや地域課題を把握するための長生村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅の要介護認定者のニーズや介護家族の負担を把握するための在宅介護実態調査を行い、広く住民の状況把握を行いました。

また、庁内関係部署の連携のもとに計画の原案づくりを行うとともに、保健・医療・福祉 の各専門分野の代表者や被保険者の代表等からなる「介護保険運営協議会」において審議し、 意見や提言等をいただきながら策定しました。

2. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って定期的に進捗評価を行い、高齢者施策の適切な企画、実施、評価及び見直しを実施していきます。その際、保険者機能強化推進交付金 *の評価も活用しながら、介護関連のデータ(要介護認定情報や、介護保険レセプト情報など)の利活用を推進するとともに、そのための環境整備を図ります。

※ **保険者機能強化推進交付金**:自治体への財政的インセンティブとして、市町村等のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村等の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための交付金。

第2章 本村の高齢者を取り巻く現状

第1節 人口・世帯

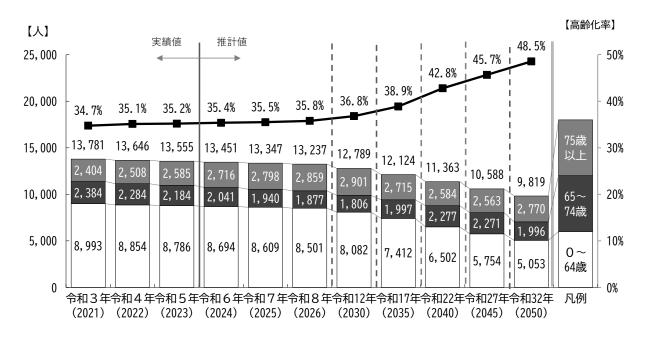
1. 人口の推移・推計

本村の総人口は減少傾向にあり、そして高齢者人口(65歳以上の人口)も令和5年から減少に転じ始めました。

高齢化率については、一貫して増加傾向にあり、令和7年(2025年)に 35.5%、令和 22 年に 42.8%まで増加すると見込まれます。

高齢者の内訳をみると、65~74歳の前期高齢者は令和12年ごろまでは減少し続け、75歳以上の後期高齢者は令和12年ごろまで増加し続ける見込みとなっています。

人口と高齢化率の推移



(出典) 実績値:住民基本台帳(各年9月末現在)

推計値:令和3年~5年の人口実績をもとにコーホート変化率法で推 計。推計値は四捨五入した数値のため、総数は各年齢層の人

口の和とは必ずしも一致しません。

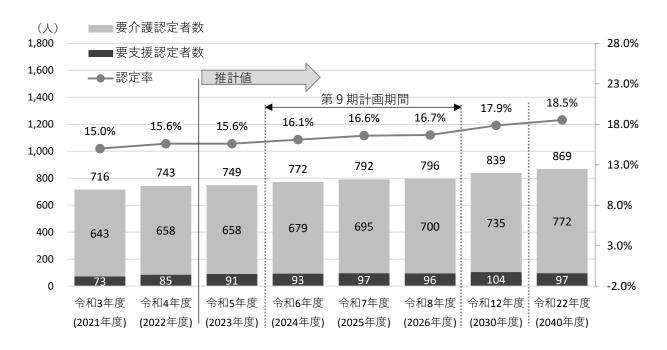
第2節 要介護認定

1. 要介護認定者数の推移・推計

本村の要介護認定者数は、今後、後期高齢者人口の増加にともない増加するものとみられます。同時に、認定率(第1号被保険者に対する比率)についても、本計画期間中も増加していくものと考えられます。その後、令和12年には18%弱、令和22年には18.5%まで増加するとみられます。

認定者数と認定率の推移(各年度3月末日)

年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(西暦)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)
認定者数 (合計)	716	743	749	772	792	796	839	869
要支援 認定者数	73	85	91	93	97	96	104	97
要介護 認定者数	643	658	658	679	695	700	735	772
認定率	15.0%	15.6%	15.6%	16.1%	16.6%	16.7%	17. 9%	18.5%

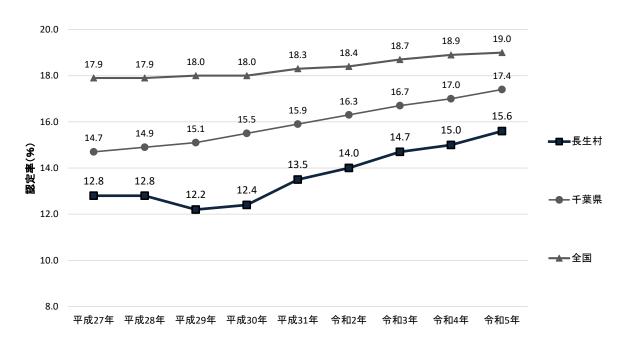


(出典) 実績値:介護保険事業状況報告

推計値:実績値をもとに、本村が推計したもの

平成 31 年以降増加傾向にあります。全国、県と比較すると、低い水準が続いていますが、全国平均との差は縮まってきています。

認定率の推移(各年度3月末日)

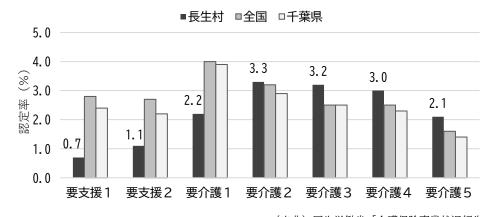


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

認定区分ごとの認定率は、要支援1~要介護1までは、全国、県と比較して低い割合である ものの、要介護2~5では全国と県よりも高い割合となっています。

要介護認定区分ごとの認定率(令和5年)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
長生村(%)	0.7	1.1	2.2	3.3	3.2	3.0	2.1
全国 (%)	2.8	2.7	4.0	3.2	2.5	2.5	1.6
千葉県(%)	2.4	2.2	3.9	2.9	2.5	2.3	1.4



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

第3節 介護保険施設等の現状

本村の介護保険施設等の施設数及び定員は、以下の通りです。

	施設数	定員
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	3	129
老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	0	0
介護医療院	0	0
認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	1	17
ケアハウス	1	15
有料老人ホーム		
介護付有料老人ホーム	0	0
住宅型有料老人ホーム	2	46
健康型有料老人ホーム	0	0
サービス付き高齢者向け住宅		
介護付	0	0
一般	0	0

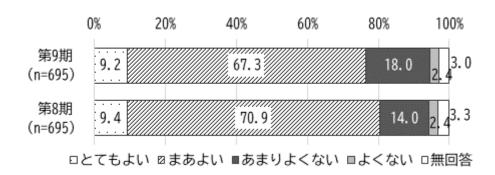


第4節 アンケート調査結果(抜粋)

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

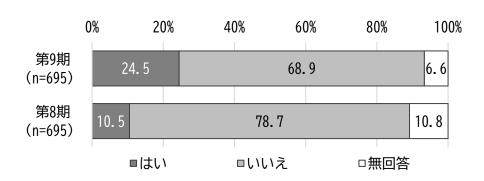
(1)現在の健康状態について(自己の主観的判断)

「現在のあなたの健康状態はいかがですか」という問に対し、今回調査(第9期)では 前回(第8期)よりも「あまりよくない」の割合がわずかながら増加しています。



(2)外出控えについて

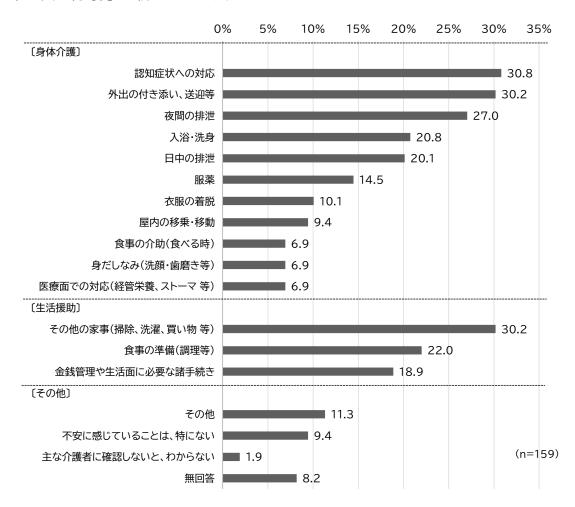
「外出を控えていますか」という問に対し、今回調査(第9期)では「はい」は24.5%で、前回調査(第8期)の10.5%よりも大きく増加しており、外出を控える傾向が強くなっています。外出を控えている理由では(グラフ等省略)、新型コロナウイルス感染症の影響により控えているという割合が多くなっています。



2 在宅介護実態調査

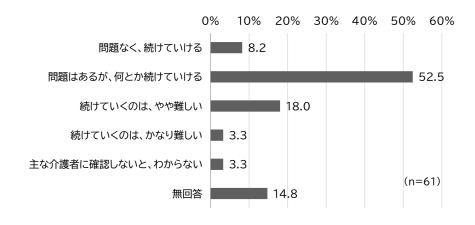
(1)介護者が不安に感じること

介護者が、在宅生活の継続にあたって特に感じる不安として回答されたものの中では、「認知症状への対応」が最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」と続いています。



(2)今後の在宅介護の継続可能性

働いている主な介護者に対して、今後も働きながら介護を続けていけそうか、という問いに対しては、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせると 21.3%が、在宅介護が困難と回答しています。



第3章 計画の基本理念・体系

第1節 計画の基本理念

気候や自然に恵まれた生活環境にある本村では、第6次長生村総合計画・基本構想(令和3年度~令和17年度)において『夢がある、生きがいを感じる、住んで良かった 長生村』を将来像に掲げ、村づくりを推進しています。

また、社会福祉部門に関しては、「誰もが健やかに、生きがいをもって暮らせる村」を基本目標として、高齢者・障がい者も含め、誰もが健康で豊かに暮らせるように、保健・医療・福祉の体制の充実を推進するとともに、生涯学習や社会教育等の文化的活動や地域の共助を支えるコミュニティの構築・維持を推進し、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めています。

本計画においても、この総合計画での基本目標に合わせ「誰もが健やかに、生きがいをもって暮らせる村」を基本理念とすることとしました。これは、地域包括ケアシステムの深化・推進だけでなく、「地域共生社会の実現」に向かう理念でもあり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を目指します。

基本理念

誰もが健やかに、 生きがいをもって暮らせる村

第2節 計画の基本方針

基本方針1 健康づくりと介護予防の推進

健康でいきいきした生活を送ることは、豊かな長寿社会の構築に向けた重要な目標です。 高齢者一人ひとりが、健康づくりのために自ら行動できるよう、健康に関する正しい知識の 普及と意識啓発、疾病等の早期発見を図るとともに、できる限り地域で自立した生活が送れ るよう、高齢者の健康づくりと介護予防・重度化防止に向けた取組の充実を図ります。

基本方針2 安心して暮らすための福祉・介護サービスの充実

高齢者が住みなれた地域で生活を続けていくためには、介護・介助が必要な状態になっても安心して暮らせる介護サービスの充実が不可欠です。今後も、本村の実情やニーズを十分把握しながら介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員やサービス提供事業者をはじめとする福祉関係者への支援と連携強化を進めることで、介護保険サービスの質の向上を図ります。

第9期では、介護サービス相談員を配置し、利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政の間に立ち問題解決に努めます。

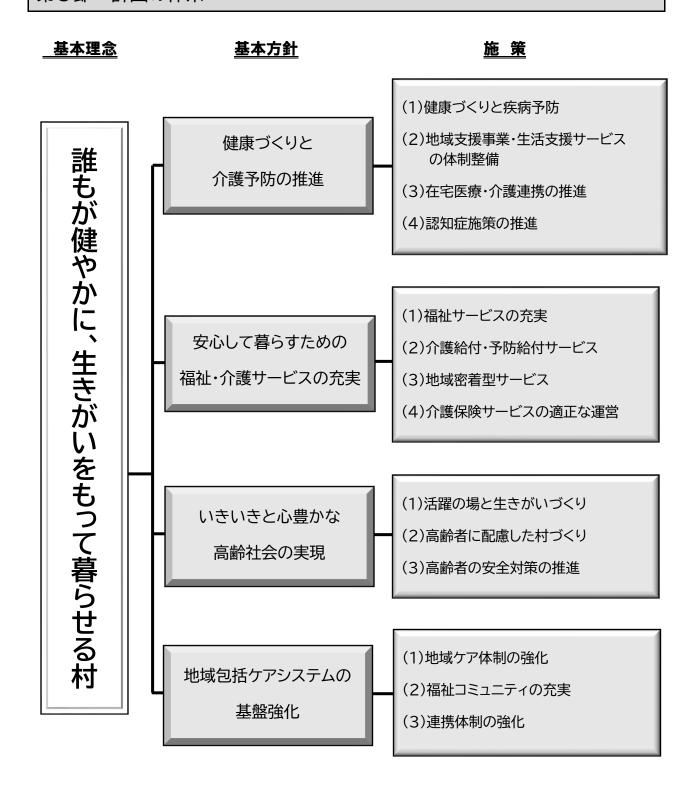
基本方針3 いきいきと心豊かな高齢社会の実現

高齢者がいきいきと活動する心豊かな地域社会を実現していくことが求められています。 高齢期になっても生きがいに満ちた活動的な暮らしを送り、積極的に社会参加できるよう、 生涯学習やスポーツ、交流の場を充実させながら、これまで培ってきた知識や技術を生かす 場の充実を図り、高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍できる環境づくりを目指しま す。

基本方針4 地域包括ケアシステムの基盤強化

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、村・事業者・団体・地域・住民一人ひとりが手をとりあい、互いに助け、支え合うことが重要です。このため、村内の連携体制の強化や、住民の福祉に対する意識の向上等、地域包括ケアシステムの基盤となる地域づくり・人づくりを推進します。

第3節 計画の体系



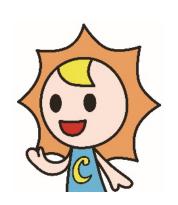
第4節 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための環境整備を行う一つの単位で、市町村が地理的条件などを勘案し設定します。

本村はこれまで、村内を1圏域として支援体制の整備に取り組んできました。本村の面積は 広大ではなく、また、人口減少や社会環境等を勘案してもサービス整備検討の単位を変更する 必要は薄いことから、本計画においても村内を1圏域とみて、政策を推進するものとします。



第2編 施策の展開



第1章 健康づくりと介護予防の推進

第1節 健康づくりと疾病予防

高齢期を健やかにいきいきと暮らすためには、日頃からの健康づくりと疾病予防が重要です。特に、生活習慣の改善に向けた自主的な取組が不可欠となっています。

本村では、保健サービスを通じて健康づくりに関する意識づけを行い、壮年期からの正しい生活 習慣の確立を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療に向けた健康診査・検診の充実及び受診後 のフォローアップの充実に努めています。65歳以上の高齢者に対する保健事業の一部については、 介護保険の枠組みで実施される「地域支援事業」の中で取り組んでいます。

健康診査については、国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳の被保険者を対象として、特定健康診査を実施し、75 歳以上の方に対しては、後期高齢者健康診査を実施しています。令和4年度の特定健診によれば、本村は非肥満高血糖の該当者の割合が、県や国と比べて非常に高く、生活習慣病予防に向けた保健指導や啓発活動を一層充実する必要があります。

疾病予防としては、高齢者が罹ると重症化しやすいインフルエンザ、肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチンの予防接種の助成を実施しています。新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月より5類感染症の位置付けとなりましたが、その他の感染症と同様に感染拡大の予防に引き続き取り組みます。

また、村では、胃がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん・大腸がん・前立腺がんの各種がん検診及び骨粗しょう症検診を実施しています。がん検診の受診率を高めていくとともに、がん検診の要精検者に対する受診勧奨に努めていく必要があります。近年関心の高まっているロコモティブシンドローム *1 やフレイル *2 は、寝たきりの原因となるおそれがあるため、リスクのある高齢者については栄養・運動等の保健指導につなげて実施していく必要があります。

歯や口腔の健康は、食事を味わう、会話を楽しむなど、豊かで質の高い生活に深く関わっており、 また歯が健康であることは認知症の予防にもつながることから、生涯を通じた歯の健康づくりを積 極的に進めることが求められます。

1. 健康づくりの促進

健康づくりの促進に向けて、各種健診(検診)や地域に出向いて自主グループへの健康教育 を実施しています。

今後も、住民が自らの健康づくりに取り組めるよう保健サービスや各種健診(検診)のほか、 高齢者等が集まるさまざまな機会を通して健康づくりに対する意識醸成や実践に向けた指導 等を行います。

^{※1} ロコモティブシンドローム:年齢とともに運動機能が低下し介護が必要となる可能性が高い状態。 ※2 フレイル:加齢に伴う生理的予備能の低下(外からのストレスに対する回復力の低下)により、要 介護の前段階に至った状態。

(1)自主活動組織に対する支援

ウォーキング・ストレッチ・調理等を行う自主活動組織に対して、積極的に活動を支援します。

今後も、住民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組むことができるよう自主参加グループをサポートし、運動を継続的に取り組めるように支援します。

		現	状	見込み		目標	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自主活動 組織数	計画	9	9	9	5	5	5
(組織)	実績	5	5	5	o o	5	3

(2)保健衛生推進員

推進員を公募、推薦により募集し、村長が委嘱しています。任期は3年間で、食育推進活動、 母子保健活動、各種健診(検診)への協力など、健康づくり全体に関わり活動しています。

今後も、住民の自主的な健康づくり活動を促進するため、各種団体や地域組織等に対する働きかけを行います。

		現	状	見込み		目標	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8 年度
活動事業 回数	計画	60	60	60	81	01	01
(回)	実績	76	78	77	01	δI	81

(3)保健センターの有効活用

保健、福祉、医療等との連携を図りながら、気軽に立ち寄れる住民の健康づくりの相談窓口となるよう努めます。

2. 特定健康診査(40 歳から 74 歳の方)

40 歳から 74 歳の長生村国民健康保険の被保険者に、特定健康診査を実施し、生活習慣改善が必要な人に特定保健指導を実施しています。近年の特定健康診査の受診率は、県の水準を上回って推移しています。

今後も、未受診者への受診勧奨を強化していきます。

		現	 状	見込み		目標		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
4	特定健診の受診察	計画	51	51	51	45	45	45
	の受診率 (%)	実績	44	45	45	45	43	45

3. 特定保健指導(40 歳から 74 歳の方)

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある 40 歳から 74 歳の方を対象に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を実施しています。特定保健指導実施率は、県平均よりも高水準となっており、充実した対応を行っています。

他方で本村の非肥満高血糖は県下でも特に高水準であることから、今後も、糖尿病等の生活 習慣病の有病者、予備軍を減少させるための行動変容につながる特定保健指導の実施を目指し ます。また、糖尿病の重症化予防対策にも取り組んでいきます。そして、特定保健指導対象者 となる人が少なくなるよう予防的な保健指導に努めます。

	現	状	見込み		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定保健指導 の実施率	計画	60	60	60	60	60	60
(積極的支援) (%)	実績	31	34	34	00	00	00
特定保健指導 の実施率(動	計画	60	60	60	80	80	80
機づけ支援) (%)	実績	74	79	79	00	00	80

4. 後期高齢者健康診査(75歳以上の方)

後期高齢者の健康を保持・増進し、フレイル予防や介護予防につなげるため、75歳以上の方を対象に健康診査を実施しています。また、健診の結果、要指導となった方には、事後指導を 実施しています。

今後も、生活習慣病の早期発見により医療費の適正化や介護予防につなげるため、健康診査の実施や人間ドックの費用一部助成を継続して行います。また、健康診査問診票の送付及び広報活動を行い、受診勧奨につなげます。

		現状		見込み		目標	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
対象者数	計画	2,300	2,300	2,300	2,500	2, 500	2,500
(人)	実績	2, 258	2, 331	2,500	2, 300	2, 300	2, 300
受診者数	計画	700	700	700	800	800	800
(人)	実績	777	869	900	000	000	000
受診率	計画	30	30	30	24	24	26
(%)	実績	34	37	36	36	36	36

5. 健康教育

健康についての知識の普及と健康づくりの推進に向けて、運動教室や地域に出向いての出前 教室を実施しています。

今後も、健康管理に関する知識の普及や健康づくりに対する啓発などを目的として、40歳から64歳までの方を対象に、集団健康教育を実施します。集団健康教育では、特に生活習慣や生活環境の改善など一次予防に重点をおき、住民の健康増進を図ります。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数	計画	30	30	30	70	70	70
(回)	実績	16	42	67	70	70	70
参加人数	計画	540	540	540	1 200	1, 200	1 200
(人)	実績	233	699	1, 110	1, 200	1, 200	1, 200

[※]令和3年度・令和4年度の実績の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響による。

6. 健康相談

家庭における健康管理に向けて、心身の健康について気になることや不安などの相談に応じ、 必要な助言を行っています。

今後も、重点健康相談では、骨粗しょう症・がん・糖尿病についての相談に対応していきます。

一般健康相談や心の健康相談では、相談者が相談しやすい環境を整えるため随時実施し、継続的な支援につながるよう努めます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数	計画	20	20	20	10	10	10
(回)	実績	10	10	10	10	10	10
参加人数	計画	400	400	400	450	450	450
(人)	実績	450	446	450	430	430	430

7. 訪問指導

健康診査の結果から医療機関の受診が必要な方等を訪問し、生活習慣病予防のための指導 を行っています。

今後も対象者の状況やニーズの把握に努めるとともに、福祉・医療の各関係機関と連携を 取りながら身体機能の低下防止と生活習慣病予防に向けた適切な指導を行います。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
被訪問指導 延べ人員	計画	20	20	20	20	20	20
(人)	実績	21	24	20	20	20	20

8. 歯科保健

令和5年度より歯周病検診を歯科医院にて実施しています。

今後は、かかりつけ医を持ち、定期検診をすすめるなど、歯の健康に対する意識の高揚に 努めます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成人歯科健診	計画	110	110	110			
受診者数 (人)	実績	感染症対 策のため 中止	42	53	55	60	65

9. がん検診・骨粗しょう症検診

早期発見により、早期治療に結びつけるため、胃がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん・大腸がんの各種がん検診を実施しています。未受診者へは再通知を行い、追加検診を実施しています。

今後も適切な対象者の選定により効果的な事業実施を行うとともに、医療機関等と連携しな がら検診後の事後指導の充実を図ります。

	-	現	状	見込み		目標	
受診	率	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
胃がん検診	計画	22.0	23.0	24.0	10.0	11. 0	11.5
(%)	実績	10.2	9.9	10	10.0	11.0	11.5
子宮頸がん検	計画	35.0	15.0	36.0	14. 5	15.5	16. 0
診 (%)	実績	14.7	12. 1	13.5	14. 3	13.3	10.0
乳がん検診	計画	50.0	51.0	52.0	31.0	31.5	32.0
(%)	実績	30.5	29.6	30.8	31.0	31.3	32.0
肺がん検診	計画	40.0	40.5	41.0	20.5	21.0	21.5
(%)	実績	20.4	19.7	19.5	20.5	21.0	21.3
大腸がん検診	計画	40.0	40.5	41.0	21.0	21 5	22.0
(%)	実績	21.5	20.6	20.0	21.0	21.5	22. 0

10. 高齢者の疾病予防

高齢者インフルエンザ予防接種は、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの方で心臓、 腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障がいを有する方等を 対象に、予防接種に係る費用の一部を助成しています。

また、肺炎球菌による肺炎の発病、重症化予防のため、高齢者肺炎球菌予防接種事業を実施 し、令和5年4月から帯状疱疹の発症や重症化を予防するため、50歳以上の方を対象に帯状疱 疹ワクチンの接種費用の一部を助成しています。

今後も、感染症等の情報の周知により予防接種への理解を図ることで、村民の健康保持及び 増進につなげます。

14-12-4-		現状		見込み	目標		
接種率		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
インフルエンザ	計画	61.0	61.0	61.0	68.0	68.5	69.0
(%)	実績	67.0	68.0	68.0	00.0	00.0	09.0

第2節 地域支援事業・生活支援サービスの体制整備

地域支援事業とは、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業や生活支援サービスを提供するものです。

この地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業が含まれ、本村では公的サービスや住 民の自主的な活動等の社会資源を総合的に活用した介護予防ケアマネジメントに取り組んでいま す。また、総合事業においては、各サービスをより質の高い取組とするために、医療専門職等を派 遣することについて調整を行っていきます。このような取組を通して、総合事業の総合的な充実に 取り組みます。

また、後期高齢者や認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備も同時に図っていくことが必要不可欠です。そうした取組により、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

今後、地域支援事業の担い手となる組織や団体との連携や、その育成がより一層求められ、生活 支援コーディネーターを中心として体制の充実に取り組んでいく必要があります。

第9期では新たに「介護相談員派遣事業」にも力を入れ、介護サービス提供事業者及び行政との 橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質をつなげる取組を行っていきます。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者に対し、従来の介護予防訪問介護 に相当するサービス(ホームヘルプ)、従来の介護予防通所介護に相当するサービス(デイサー ビス)、ボランティア等による生活支援、高齢者ふれあい事業、保健師等の専門職が行う短期集 中予防サービス等、自立支援・重度化防止に向けた多様なサービスを推進します。

(1)訪問型サービス(従来の介護予防訪問介護)

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを継続します。

②訪問型サービス(多様なサービスの促進)

ボランティア等の住民主体の多様なサービスを構築するため、ボランティアセンターの充 実、ボランティアポイント事業の推進を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携し ながらサービスの展開を検討します。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ボランティ 計画 アポイント	135	135	135	140	1.40	140	
登録人数 (人)	実績	126	156	160	140	140	140

③通所型サービス(緩和した基準によるサービス)

家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした「高齢者ふれあい事業」を開催しています。 今後も、運動器の機能向上、栄養指導、認知症予防などの介護予防事業の普及により、心 身機能の維持・改善を図ることで、自立期間を延ばし、高齢者の健康維持を支援します。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ふれあい 事業延べ	計画	3,700	3, 700	3, 700	2 700	2 700	2 700
参加人数 (人)	実績	1, 944	2, 459	2,800	3, 700	3, 700	3, 700

※令和3~5年度の実績の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響による。

4)その他の生活支援サービス

配食、見守り等のサービスを充実させるとともに、緊急時に容易に外部と連絡がとれる、 火災警報器と連動した緊急通報装置を独居高齢者等に貸与することにより、緊急時に備えて います。また、近隣住民及び民生委員児童委員等の協力体制を強化し、急病や災害など緊急 時に迅速かつ的確な対応が取れる体制の整備を推進します。さらに、スマートフォンを利用 した緊急通報装置の設置も検討します。これらにより、今後も、引き続き独居高齢者等の在 宅生活を支援していきます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
緊急通報 装置設置	計画	115	125	130	125	125	125
件数 (件)	実績	102	93	90	125	125	125

(2)一般介護予防事業

すべての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる人を対象として、介護予防に関する自主的な活動が活発に行われ、また、高齢者が積極的にこれらの活動に参加することができるよう、すべての高齢者に介護予防に関する知識の普及啓発や地域活動団体等の自主的な介護予防に向けた活動への支援等を実施します。また、一般介護予防事業に関して、PDCAサイクルに沿って推進するとともに、リハビリテーション専門職の関与を促すなど、多職種及び他の事業との連携を強化していきます。

①介護予防把握事業

要介護認定を受けていないがサービス利用が必要と考えられる方を、基本チェックリスト や地域からの情報等により把握し、早期対応を図ります。

②介護予防普及啓発事業

住民に対し、介護予防の重要性等の普及啓発を行い、適切なサービス利用を促進します。

③地域介護予防活動支援事業

身近な地域で気軽に参加できる地域介護予防活動を積極的に支援しています。活動の場の 確保やボランティア研修を実施することにより地域リーダーの育成に努めています。今後 も、住民運営の通いの場を充実させ、地域づくりによる介護予防、閉じこもり予防を推進し ていきます。また、新型コロナウイルスによって低下したと考えられる、通いの場の参加率 の減少などを回復させる支援にも取り組みます。

転倒防止や筋力向上のための体操、レクリエーション、趣味を持つことで一人ひとりの生きがいや自己実現の取組を応援し、元気な高齢者を増やすことを目指します。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防の 自主活動 計画		21	21	22	21	21	າາ
グループ数 (団体)	実績	20	21	20	21	21	22

4)一般介護予防事業評価事業

本計画に定める目標値の検証を行い、一般介護予防事業の効果検証を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を推進します。また、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行います。

第3節 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を保てるように、引き続き在宅医療・介護連携の強化が求められています。既存の地域包括支援センターが主体となり、多職種協働、また広域医療体制による在宅医療の支援体制を構築することが必要です。その際、認知症への対応強化を図るとともに、看取りの観点を踏まえた取組を推進することが求められています。また、医療と介護の双方のニーズを必要とする高齢者の状況の把握に努め、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供に努めます。

1. 広域医療体制の充実

医療体制の充実に向けて、公立長生病院を中心とした村内の地域医療のネットワーク化促進や、県の進める医療体制整備と連携した広域的な医療体制充実に努めます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
夜間・緊急時	計画	6	6	6	6	6	6
受入医療機関 数(機関)	実績	6	6	6	6	6	6
夜間急病	計画	250	250	250	100	100	100
診療患者数 (人)	実績	48	65	70	100	100	100

2. かかりつけ医制度の普及

高齢者が地域で安心して在宅生活を送るためには、高齢者の常日頃の健康状態を把握し、身近な地域で適切な医療を受けられる「かかりつけ医」を持つことが必要です。かかりつけ医制度の普及を目指し、広報活動を引き続き行います。

3. 連携推進事業の実施

在宅医療推進事業では、地域の在宅医療・介護関係者の顔の見える関係の構築と、医療側から介護への連携を働きかける体制づくりへの取組が求められます。本村でも、近隣自治体、広域医療体制との調整を図ることに努めます。その際、認知症への対応強化を図るとともに、看取りの観点を踏まえた取組を推進します。

(1)地域医療、福祉資源の把握及び活用

地域医療の医療機関等の分布、状況(在宅医療の取組、医師の相談対応が可能な日時等)を 把握することに努めます。また、地図やリストにして関係者に配布やネット上で公表・共有す ることで、照会先や協力依頼先を的確に選択できるようにするなど、連携しやすい環境づくり に取り組みます。

(2)在宅医療・介護連携に関する会議の支援

現状では、個別ケースに対する意見交換等を通じて、医師・医療機関と行政や介護支援専門員(ケアマネージャー)とのコミュニケーションが行われています。今後、在宅医療・介護連携に関する政策的な協議の場の創設を、必要に応じて行い、情報共有のための様式の統一やケアマネタイム等の検討や、在宅医療・介護の課題抽出、解決策の検討などを行います。

(3)在宅医療・介護連携に関する研修の実施

在宅医療や介護連携に関する人材育成や普及を図るため、グループワーク等の多職種参加研修、訪問医療同行研修、介護職種を対象とした医療教育に関する研修などの実施について検討します。

(4)24 時間 365 日の在宅医療・介護提供体制の構築

村内では、役場が中心となった 24 時間連絡の受診体制があり、住民の生活の安全・安心を支援しています。また、かかりつけ医・(郡市) 医師会との連携を図り、多様なケースに対応できる切れ目ない在宅医療・介護提供体制について検討します。例えば、かかりつけ医の負担を軽減するために主治医・副主治医制のコーディネートをすることや、地域医療拠点を整備し、在宅医療・看護・介護の連携体制を構築することなど、住民のニーズを見極めながら検討します。

(5)在宅医療・介護サービスに関する地域住民への普及啓発

住民を対象にしたシンポジウムの開催や、パンフレットやチラシ、広報、HP等を活用し、 在宅医療・介護サービスに関する理解、普及啓発に取り組みます。

(6)地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援

円滑な在宅医療・介護連携を図るため、介護支援専門員や介護サイドの職種からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応可能な支援体制について検討します。支援体制として、例えば、相談窓口を立ち上げたり、ケアマネタイムを作成、共有したりすることで、医療・介護の連携体制の強化に努めます。

(7)退院支援ルールの策定

病院・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターなどの関係者が集まる会議の開催を検討します。会議では、地域連携クリティカルパス *の作成や、円滑な退院に資する情報共有のための様式・方法の統一化などを検討します。

^{*} 地域連携クリティカルパス:治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画。治療にかかわる複数の医療機関が、役割分担や診療内容を患者に提示、また説明することで、患者が安心して、切れ目のない医療を受けることができるようにするもの。

第4節 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して日常生活を送る ことができるよう、認知症施策に取り組むことが求められています。

ここでは、認知症施策推進大綱に沿って、「認知症に対する知識の普及啓発と本人発信支援」「認知症予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」の4つの柱を掲げ、認知症施策を推進します。

なお、施策の推進にあたっては、認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進に努めます。

1. 認知症に対する知識の普及啓発と本人発信支援

子どもから高齢者まで認知症の症状や早期対応方法について正しく理解するための啓発を 進めるとともに、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家 族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。

また、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発を進め、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していきます。

(1)認知症高齢者を支える人材の育成

令和5年2月末現在では、村内の認知症サポーターは800人であり、人口に占める認知症 サポーター数の割合は、長生郡市内では比較的高い状況にありますが、小学生への認知症サ ポーター養成講座も実施するなど、認知症高齢者を支える人材の育成に努めています。

今後も、認知症に対する正しい知識を普及啓発するため、認知症高齢者の家族や介護保険 サービス事業者などに対して、認知症の理解を深めるための講座等を開催し、認知症予防と 認知症に対する誤解や偏見の解消に努めます。

また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築を検討します。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	700	700	700	800	830	860
(人)	実績	703	779	830	800	030	800

(2)認知症に関する知識の普及啓発

認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による治療を促進するために、認知症に関する理解を深め、地域全体で認知症の人や家族を支える環境ができるよう、作成した認知症ケアパスの配布や広報紙等を利用した知識の普及啓発、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の促進を図ります。

(3)本人発信の場の拡大

認知症の本人同士で自身の希望や必要としていること等を語り合う「本人ミーティング」 の取組など、発信の機会の拡大を図ります。

また、こうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

2. 認知症予防

認知症予防にはさまざまな側面がありますが、ここでの「予防」は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で用いています。地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

また、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動を推進し、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応につなげます。

(1)認知症予防教室

認知症のみに特化した教室から、介護予防教室のなかの1つのメニューとして継続して実施 しています。引き続き、多くの方に認知症について学ぶ機会の提供に努めます。

(2)通いの場を活用した認知症予防

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等の拡充を図ります。

(3)早期発見・早期対応の推進

認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障がいに関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるよう努めます。

また、簡易的に認知機能の変化を測定できるタブレット端末のシステムを利用したり、身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症医療・介護等に携わる者は、認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、できないことではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していくことが重要です。

認知症初期集中支援チーム、介護保険事業所等、介護支援専門員、民生委員児童委員、医療機関、認知症サポーターとの連携による早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域包括支援センターによる相談体制の強化を図ります。

(1)認知症ケアパスの活用

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、地域の実情に合わせた「認知症ケアパス」を活用し、引き続き住民に周知していきます。

(2)相談体制の充実

民生委員児童委員やかかりつけ医、関係機関との連携を強化しながら、地域包括支援センターをはじめとする相談窓口や、訪問指導等による相談等の充実を図ります。

また、認知症の人や家族を支援する相談業務や、関係機関の連携支援等を担当する「認知症地域支援推進員」を配置し、家族や地域の認知症に関する課題の早期把握・早期対応に努めます。

(3)認知症初期集中支援チームの推進

認知症に関する困難事例に対して、早期に適切な支援・サービス利用につなげるため、保健師、看護師等の複数の専門職と認知症の専門医からなる「認知症初期集中支援チーム」により、郡内自治体とも連携を図り推進していきます。

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人の多くが、外出や交流の機会を減らしている実態があります。このため、移動、 消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り 住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」 の取組を推進します。

また、若年性認知症の人への支援や相談に的確に応じるようにするとともに、企業やハローワーク等と連携した就労継続の支援を行います。

さらに、地域支援事業等の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進します。

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等のさまざまな生活環境について、研究・検討等を行い、認知症になっても利用しやすいよう改善や工夫を図ります。また、公共性施設等のバリアフリー化も推進します。

(2)人権擁護の仕組みづくり

民生委員児童委員や地域、かかりつけ医等と連携をとりながら事業を進めています。 高齢者の意思判断が低下していても不利益を被ることなく、安心して在宅生活が送れるよう、 福祉サービスの利用援助や財産の保全等を行うための各種制度の普及啓発を推進します。

(3)若年性認知症対策の推進

若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、雇用の確保をはじめ、居場所づくり等のさまざまな分野にわたる支援を総合的に検討し、講じていきます。

(4)社会支援参加

認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動の開催等に参画する取組を推進します。

第2章 安心して暮らすための福祉・介護サービスの充実

第1節 福祉サービスの充実

地域包括支援センターを拠点として実施する地域支援事業のうち包括的支援事業については、「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「包括的・継続的マネジメント支援事業」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」等を行っています。任意事業としては、事業者の健全・適正な事業実施を促すための「介護給付等費用適正化事業」、家族で高齢者を介護している方を対象とした「家族介護支援事業」等を行っています。

また村では、介護保険で「自立」と判断された高齢者や、その他日常生活で支援を必要とする高齢者が、在宅での生活を継続できるよう地域支援事業とあわせて本村独自の福祉サービス(在宅福祉サービス、施設福祉サービス、低所得者対策)を展開し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

移送支援サービスとしては、外出支援サービス及び福祉タクシ―事業を実施しています。

また、一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態発生時に対する不安を解消し、日常生活の安全を 確保することを目的に緊急通報システム貸与事業を実施しています。高齢者の一人暮らし世帯や高 齢夫婦のみ世帯の増加が予想される中、緊急通報システムのさらなる整備充実に努めていく必要が あります。

施設福祉サービスについては、村総合福祉センター、養護老人ホーム、ケアハウスで実施しています。また、低所得者が必要なサービスを受けることができるよう支援を行っていますが、今後は、 誰もが安心して暮らすためのサービスを受けられるよう、体制の充実を図ることが求められます。

1. 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアマネジメント事業をはじめ、高齢者 に対する総合的な相談・支援を、また介護支援専門員に対する助言等の支援を行います。

(1)介護予防ケアマネジメント事業

要支援1、2及び総合事業対象者を対象に介護予防・生活支援の視点で適切なサービスが利用できるよう利用者一人ひとりの目標を明確にし、適切な介護予防サービス計画を作成するとともに、その目標達成のための適切なケアマネジメントを行い、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

(2)総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者、家族、関係者からの相談は、困難ケースや虐待事例が増加傾向にあり、広く関係機関との連携を図り、相談者の個々の状況に応じた必要な支援を行っています。

今後も、高齢者の心身の状況及び家庭環境等についての実態把握に努めながら、介護保険 サービスにとどまらないさまざまなサービスについての情報提供や継続的・専門的な相談支援 を実施します。また、権利擁護の観点から対応が必要な高齢者への支援等を行います。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延相談件数	計画	4,600	4,600	4, 600	4,600	4 600	4 600
(件)	実績	4, 127	4, 107	4, 300	4,000	4, 600	4, 600

(3)包括的・継続的マネジメント支援事業

定期的に介護支援専門員との連絡会議を開催し、困難事例等の相談助言等を実施しています。 今後も、ケアプラン作成の支援や支援困難事例への指導・助言、医療機関や各種施設、ボラ ンティアなどとの連携や協力体制の構築を行い、ケアマネジメントの後方支援に努めます。

(4)在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。これは、疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養できるようにするために、医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものです。

(5)認知症施策の推進(再掲 p.31~34参照)

(6)生活支援・介護予防の推進(生活支援サービス体制整備)

生活支援・介護予防の推進のために、「生活支援コーディネーター」を設置しています。 「生活支援コーディネーター」は、生活支援に関する地域のニーズと地域資源(NPOや民間企業、ボランティア、社会福祉法人など、多種多様な事業主体)のマッチングなどを行います。

また、住民が自主的に集う「高齢者サロン」に対し、継続的な実施の支援を行い、住民主体の介護予防・認知症予防の取組の促進を行います。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延相談件数	計画	2	2	3	2	2	2
(件)	実績	2	2	2	۷	۷	2

(7)地域ケア会議の充実

地域ケア会議の充実に取り組みます。地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議で、これにより適切な支援の検討を行います。

2. 任意事業の推進

介護給付費の適正化や住民ニーズに即した支援を行っています。

今後も、地域の実情に応じて、①介護予防事業、②包括的支援事業以外に実施するもので、本村においては、介護給付費等費用適正化事業、家族介護継続支援事業等を実施していきます。

(1)介護給付費等費用適正化事業

①適正な要介護・要支援認定の実施

要介護・要支援認定における訪問調査について、統一性のある適正な調査が求められることから、訪問調査員に対して研修会への参加促進と十分な指導を行うなど質の向上を図り、公平、公正が確保された訪問調査を実施します。

また、高齢者の要介護認定申請件数の増加が見込まれるため、業務の簡素化・効率化を検討し、要介護認定を遅滞なく適正に実施するための体制を計画的に整備していきます。

②ケアプランの点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかなど、ケアプランの点検を行います。なお、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用したケアプランの点検について、効果的・効率的に実施するため効果等が期待される帳票を優先して点検を行います。このことにより、介護支援専門員の質の向上だけでなく、利用者に対する質の高いサービス提供を行うとともに、介護給付の適正化を図ります。

また、利用者の状況やニーズに応じた適正な住宅改修、福祉用具の購入を図るため、書類の確認や住宅改修の現場へ出向いての事前確認などを引き続き実施します。

③縦覧点検・医療情報との突合

千葉県国民健康保険団体連合会と連携し、事業者による過度の介護サービスや不正請求な どの点検及び医療情報との突合を図ることにより、給付の適正化に努めます。

(2)家族介護継続支援事業

在宅で生活している要介護3以上の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等購入費の一部を助成することにより、家族介護の経済的負担を軽減します(要件あり)。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
紙おむつ	計画	22	22	22	20	20	20
支給者数 (人)	実績	24	25	21	20	20	20

(3)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者等、判断能力が不十分な高齢者を法律によって支援する制度で、高齢者の財産侵害等を防止するため、関係機関と連携を図りながら支援を実施しています。

本制度の利用にあたり、親族等の援助を受けられない方には、村長が申立てを行い、成年後 見制度の申立て費用や成年後見人等への報酬に関する助成を行います。

(4)福祉用具・住宅改修支援事業

支援事業者等が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者または要支援者に対し、介護保 険居宅介護(支援)住宅改修支給申請書に添付する理由書の作成業務を行った場合は、助成を 行います。

(5)介護サービス等の質の向上に資する事業

介護サービス相談員の登録を行い、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する 方たちの話を聞き、相談に応じる等の活動を行います。本事業は苦情に至る事態を未然に防 止し、利用者の日常的な不平、不満または疑問に対応して改善策を見つけることを目指しま す。

3. 在宅福祉サービスの充実

各種の在宅福祉サービス事業を展開し、高齢者福祉の向上に努めています。

高齢者が安心して住み慣れた地域で在宅生活を続けることができるよう、社会福祉協議会 等と連携しながら、在宅福祉サービスを充実していきます。

(1)移送支援サービス

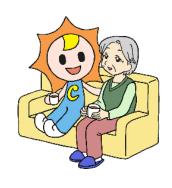
外出手段のない高齢者等に対し、医療機関や公共施設等への外出を支援する外出支援サービス事業を村社会福祉協議会に委託して実施しています。外出支援サービスについては、外出先範囲の拡大など、利用条件の緩和を検討していきます。

また、高齢者等が住み慣れた地域社会で自立した生活が送れるよう、タクシーを利用した際の一部助成を行う福祉タクシー事業を引き続き実施するとともに事業の広報活動を積極的に展開し、高齢者の在宅福祉の向上に努めます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
外出支援 サービス	計画	110	110	110	110	110	110
利用者数(人)	実績	95	97	100	110	110	110
福祉タク	計画	16,800	16,800	16,800	16, 900	16, 900	16, 900
シー利用件数(延件)	実績	15,668	16, 704	16,800	10, 900	10, 900	10, 900

(2)福祉用具の貸し出し

村社会福祉協議会において、車イスなどの福祉用具の一時的な貸し出しを行っています。 利用者の意見を得ながら、充実を図ります。



4. 施設福祉サービスの充実

村内福祉施設において高齢者福祉向上のためのサービスを充実し、高齢者の生活援助のための事業を推進します。

(1)総合福祉センター

地域福祉の拠点施設として、環境の充実と利用促進を図ります。

(2)養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上及び経済的な理由により、在宅における生活が困難な概ね 65 歳以上の高齢者を擁護する施設です。

措置の必要な方については、入所判定委員会に諮り、養護老人ホームへの入所措置を行っています。村内には現在、施設はありませんが、村外施設の利用があります。

今後も、引き続き本事業を実施し、高齢者の生活援助を推進します。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8 年度
措置者 延べ人数	計画	4	4	4	2	2	2
(人)	実績	3	3	3	3	3	3

(3)ケアハウス

ケアハウスは、高齢者の自立した生活の確保に配慮した軽費老人ホームの一種で、食事、入 浴、緊急時の対応などのサービスが提供されます。

身体機能の低下などにより自炊ができない方や、独立して生活することに不安をもつ高齢者で、家族による援助を受けることが困難な方が入所できる施設です。

村内には現在、定員15人の施設が1か所整備されています。

5. 低所得者対策の充実

各種サービスの利用者負担が困難な方に対し、国の取組を踏まえながら、必要なサービスが 受けられるよう経済的支援を実施します。

第2節 介護給付・予防給付サービス

介護サービス(介護給付)は要介護者(要介護1以上の方)を対象とするもので、予防給付サービスは、要支援者(要支援1・2の方)が対象となるものです。

利用者が適切なサービスを受けることができるよう、中長期的な介護ニーズを踏まえながら、本村の実情に合わせたサービス基盤整備を推進するとともに、適正な介護保険事業の運営が求められています。

1. 居宅サービスについての方針

居宅サービスとは、訪問介護等の訪問系サービス、デイサービス等の通所系サービス、ショートステイ等の入所系サービスを指します。

平成 30 年4月より、居宅介護支援事業の指定権限が県から市町村に移譲されており、村内のサービスの適正利用については、本村の負うべき責任が一層強いものとなっています。

居宅サービスは高齢者が在宅生活を継続していくために不可欠であるため、今後、利用者の 意向に沿った、適切なケアプラン作成を促進します。

また、障がい者が 65 歳以上になっても、それまで利用していたサービス事業所から継続してサービスが受けられる「共生型サービス」が平成 30 年度から創設されており、該当する方に対して適切な利用を促します。

なお、居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護 老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要となっています。そのため、 関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の 取組を行います。

2. 施設サービスについての方針

施設サービスとは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を指します。在宅生活が困難な高齢者にとっては、不可欠なサービスです。

本計画期間中は新たな施設整備は見込みませんが、高齢者人口の動向等により、今後必要が 認められれば、整備を検討します。

なお、介護老人福祉施設のサービス量の見込みについては、特例入所者数の見込みも踏まえて 設定します。また、必要な介護サービス提供が継続されるよう、小規模特養のありかたについて も検討していきます。

介護療養型医療施設については、介護医療院への転換が行われます。村内で整備予定はない ものの、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう、広域的な利用等を促すことで、 サービス供給量の確保に努めます。

また、県及び他市町と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の情報の共有を図ります。

第3節 地域密着型サービス

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、日常生活圏域を基盤とした「地域密着型サービス」が提供されています。地域密着型サービスについては、市町村がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみが利用可能なサービスとなっています。

- ■地域密着型サービスについては、次のことが定められています。
- ・市町村がサービス事業者の指定、指導監督を行います
- ・原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用できます
- ・地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬の設定ができます

本計画期間中は新たな整備はないものの、地域密着型サービスには認知症対応に資するサービスもあるため、事業者の意向や本村内の状況に応じて、必要が認められれば、次期計画において整備を検討します。また、県と連携を図りながら広域利用に関する事前同意等の調整に取り組みます。

第4節 介護保険サービスの適正な運営

利用者が安心してサービスを利用することができるよう、保険者として介護保険事業の適正な 運営が求められています。また、利用者がそれぞれの状況に応じて安心して適切なサービスを利 用できるよう、住民のニーズに即したサービス提供基盤の整備をサービス事業者と連携して進め るとともに、サービスに関するより積極的な情報提供が求められています。

1. ケアマネジメントの質の向上

月に1度、村内の居宅支援事業所の介護支援専門員との打ち合わせ、長生郡市内の事業所 と定例会を実施しています。

地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員の資質向上のための取組や介護支援専門 員同士の連携支援、更新時の研修等を行い、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

また、個人情報の保護に留意しながら、サービス事業提供者との情報共有に努める一方で、中立・公正な立場でのケアプラン作成を図り、サービス利用者一人ひとりの状態に応じたサービス提供を促進します。

2. 情報提供・相談体制の充実

介護保険制度の基本的な考え方やサービス内容、利用方法等について、パンフレットで情報提供を行います。

また、利用者やその家族からの苦情については、千葉県介護保険審査会や千葉県国民健康 保険団体連合会及びサービス事業者等と連携し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、苦 情の発生を未然に防ぐように努めます。



第3章 いきいきと心豊かな高齢社会の実現

第1節 活躍の場と生きがいづくり

高齢者の豊かな経験と知識、技能等を生かすためのさまざまな機会を提供することは、高齢者の 生きがいや健康づくりとともに、地域の活性化にとっても重要な課題です。

本村では、シルバー人材センターの充実を図り、就労意欲のある高齢者の働く場の確保に努める とともに、高齢者の経験や知識を生かした社会奉仕やボランティア活動などを推進しています。

また、高齢者の生きがいづくりとして、老人クラブを中心に地域活動の活性化と参加促進を図る とともに、生涯学習・生涯スポーツや世代間交流の充実を図っています。

今後も高齢者のもつ経験や知識、技術等を生かすために、就労の場を確保するとともに、関係機関等と連携しながら、高齢者が村づくり活動において積極的に活躍できる機会の創出に努めていく必要があります。

また、老人クラブをはじめ、さまざまな地域活動への参加促進を図るとともに、年齢やライフスタイルに応じた多種多様なスポーツ教室等の充実に努め、生涯にわたる健康づくりや、地域交流の推進を図ることが求められます。

そして、このような地域社会の実現のためには、安全で安心なまちづくりが不可欠であり、近年 多発する災害や新しい感染症への対策も求められています。

1. 活躍の場づくりの推進

(1)シルバー人材センターの充実

高齢者の就労機会の拡充を図るため、シルバー人材センターの登録会員と業務の拡大に努めます。

		現	状	見込み		目標	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録者数	計画	71	78	83	88	93	100
(人)	実績	69	73	75	00		100
就業者数	計画	71	78	83	88	93	100
(人)	実績	63	69	71	00	93	100
就業率	計画	100	100	100	100	100	100
(%)	実績	91.3%	88.5%	86.5%	100	100	100

(2)高齢者の活用促進

高齢者が長年にわたって培ってきた知識や特技などの優れた能力を、地域活動や村づくりなど、さまざまな分野で生かしていくことができるシステムの構築を目指していきます。また、定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者等の雇用機会を増やすため、就労相談体制の充実や職業情報提供の充実等に努めます。

(3)指導者・リーダーの育成

生涯学習や文化・スポーツ活動、あるいは学校教育等の場において、住民を指導すること のできる高齢者の発掘・育成を図ります。また、率先して地域活動に参加し、リーダーシッ プをとれる高齢者の育成を図ります。

(4)地域活動参加機会の充実

地域が抱えている課題の解決に向けた取組や、育児、介護など支援を必要とする方々に対するボランティア活動など、地域活動における高齢者の活躍の場の創出と気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

2. 生きがいづくりの推進

(1)老人クラブ活動の活性化

地域の諸団体と共同活動をしながら、会員相互の親睦と地域福祉の向上に寄与することを目的とし、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活地域を豊かにする社会活動に取り組みます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
老人クラブ 会員数	計画	200	200	200	120	120	120
(人)	実績	138	137	120	120	120	120

(2)生涯学習・文化活動の充実

高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、長生村交流センターを生涯学習の拠点と位置づけ、「学びの選択」として健康、趣味、教養等に関する講座を開催し、「学びの循環」として文化会館を併せて活用しながらサークル・文化活動を通じて学びの成果を生かすことのできる環境の充実を図ります。シルバースクールは、令和5年度から「美術鑑賞会」「1日移動教室」に名称を変更しました(高齢者以外の参加も可能となりました)。

		現	状
		令和 3年度	令和 4年度
生涯学習教室(シルバース	計画	5	5
クール) 開催数(回)	実績	3	3

(3)生涯スポーツの充実

スポーツ協会、スポーツ推進委員の事業として歩け歩け大会などを通じた健康づくりを推進しています。

高齢者が身近な場で体を鍛え、健康の保持に役立つ軽スポーツなどの一層の振興を図るとともに、健康づくり日常化運動の推進に向けて、高齢者向けの運動等の健康づくりプログラムを保健事業と連携して進めます。

(4)交流機会の拡大

スポーツ大会や文化祭などの各種イベント等や発表の場を提供し、住民同士の交流と生きがい活動の促進を図ります。また、関係機関と連携しながら、子どもや青少年、子育て世代など、多世代で交流機会の持てる事業等を開催し、生涯学習の充実、住民の健康づくりを推進します。

第2節 高齢者に配慮した村づくり

高齢者を含む地域の誰もが利用しやすいよう、公共施設や公共交通機関をはじめとするバリアフリー化による高齢者等に配慮した村づくりを推進していく必要があります。

村の公共交通機関としては鉄道、路線バスがありますが、鉄道は駅構内のバリアフリー化が求められており、路線バスについては、乗降客の減少により廃止される路線も出てきていることから、路線の確保が課題となっています。

1. 公共施設等のバリアフリー

高齢者がより快適に暮らし、安心して外出できる環境の整備を推進し、村内の公共施設や公園、道路等におけるバリアフリー化をはじめとした高齢者にやさしい環境づくりを図ります。

2. 公共交通の充実

路線バスが廃止されないように補助金を交付し、運行の維持を図っています。

今後も、高齢者等がより利用しやすい地域公共交通の確保や施設整備、既存の鉄道・路線バスの存続を図るとともに、利用者のニーズに対応した利便性及び安全性の確保・充実を関係機関に要望していきます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
要望回数	計画	3	3	3	2	o	2
(回)	実績	3	3	3	3	3	3

3. 安全な道路環境の整備

高齢者等が道路を安全に通行できるように、主要幹線道路及び公共施設へのアクセス道路 について国庫補助事業等を活用し、自転車歩行者道の設置及び狭あい道路(幅員4m未満の 道路)の拡幅整備を行ってきました。

引き続き高齢者等が安全に通行できるよう、未だ狭あいとなっている公共施設へのアクセス道路や通学路等の整備を実施し、安心して歩ける・安心して走れる道路環境確保に努めます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
道路改良率	計画	74	75	76	71	72	73
(%)	実績	69	69	70	/1	12	13

4. 高齢者の居住安定に係る施策連携

高齢者数、高齢者世帯が増加する中、高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況はさまざまであり、多様化する高齢者のニーズに対応した住まいの確保が求められています。

高齢者・介護保険に関する状況調査によれば、本村では高齢者のほとんどが一戸建て住宅に居住しており、持ち家率が非常に高くなっています。しかし、高齢化に伴う身体機能の低下などにより、住み慣れた居住においても段差などにより転倒する危険もあることから、高齢者が地域で安定して生活していけるよう、相談事業の推進に努めます。

第3節 高齢者の安全対策の推進

近年わが国では大規模な災害が多発しており、県内でも台風被害により多くの人が被災しています。本村では高齢者等の安全・安心な暮らしのため、地域住民による自主防災組織の活動促進を図るとともに、関係機関等と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、高齢者の実態把握や情報共有を図り、地震、津波、火災等の災害などの緊急時において迅速かつ的確に対応できる体制づくりを推進しています。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売など、高齢者を狙った犯罪が増加していることから、犯罪手口などの情報を提供し、高齢者に呼びかけて被害を未然に防ぐ取組を推進していく必要があります。

高齢になると、判断力の低下や、注意力の低下などにより、高齢者の運転の危険性及び交通事故にあう危険性が高くなり、高齢者の交通安全意識の向上を図る必要があります。

今後も、交通、災害、犯罪等において弱者である高齢者の安全を確保するための体制づくりな ど、ソフト面での施策を充実させ、誰もが安心して快適な生活ができる村づくりを推進していく ことが求められます。

1. 防災対策の充実

(1)自主防災組織の充実

村では現在17組織の自主防災組織が設立され、防災活動を実施しています。

地域住民による自主防災組織の設立及び活動の促進を図るため、資機材整備や活動費の助成を行い、災害に強い村づくりと、地域コミュニティの活性化を図ります。

			現状		目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自主防災	計画	18	19	20	18	19	20
組織設立数(組織)	実績	17	17	17	10	19	20

(2)避難行動要支援者の把握

関係機関等と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、高齢者等の実態把握や情報共有を 図り、災害発生時や発生のおそれが生じた際に、円滑かつ安全に避難できるよう支援体制を 整えます。これまでは、年齢で自動的に避難行動要支援者の登録対象者を決めていました が、今後は対象者の基準を見直し、より効果的な支援体制の構築を図ります。

		現状		見込み	目標			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
避難行動 計画 要支援者	計画	2, 900	2, 900	2,900	1,500	1, 300	1, 000	
登録者数 (人)	実績	2, 557	2, 655	2,000	1, 300	1, 300	1,000	

(3)防災行政無線戸別受信機の設置

申し込みに応じて各世帯の屋内に防災行政無線戸別受信機を設置し、災害発生時等における情報伝達手段の強化に努めます。デジタル化及び多メディア配信の開始に伴い、アナログ 受信機は廃止となりました。

		現状		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
防災行政 無線戸別 受信機設	計画	4, 000 (172)	4, 000 (172)	(180)	180	190	200
置台数(台)	実績	4, 000	4, 000	(180)	100	190	200

[※]基準日は各年4月1日。()はデジタル受信機を表している。令和6年度以降はデジタル受信機のみの値。

(4)防災意識の高揚

村全体での防災訓練や地域での防災講習会を通じ、住民の防災意識の高揚に努めます。今後も津波避難施設を活用した訓練を実施し、災害に備えます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訓練・講習	計画	4	4	4	4	4	4
会の開催回 数(回)	実績	1	2	4	4	4	4

[※]令和3、4年度の実績の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響による。

2. 防犯対策の充実

(1)防犯意識の高揚

防犯に関する講習会やパンフレット等の配布により、防犯意識の高揚に努めます。 防犯ボランティアの登録や、活動物資の助成を実施し、安全・安心な村づくりに努めます。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
防犯パト ロール実	計画	40	40	40			
施回数(回)	実績	20	22	40	40	40	40

[※]令和3、4年度の実績の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響による。

(2)消費者相談の充実

物品購入に関するトラブルや契約に関する疑問、苦情など、消費者問題に関する情報を広報等で周知し、住民の消費生活の安定及び向上を図ります。

また、専門知識を有する相談員に委託し、日々変化する消費者問題に対応できる体制を整備するとともに、パンフレット等を配布し、消費者問題に関する意識高揚と未然防止に努めます。

3. 交通安全対策の充実

村全体での交通事故件数とともに全国的に高齢者が関連する事故の割合が増加しています。

歩行者専用道路の設置など高齢者に配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、認知機能が低下した状態での運転継続の危険性の啓発等、高齢者を対象とした交通安全に関する 啓発活動に取り組みます。

4. 感染症対策の促進

感染症のまん延防止のために、住民に対して正確な情報提供に努めます。

また、介護事業所等を運営する事業者に対して、施設内の感染症対策の徹底に関する周知・啓発に取り組みます。

第4章 地域包括ケアシステムの基盤強化

第1節 地域ケア体制の強化

高齢者やその家族が、介護が必要となった場合に円滑にサービスを利用できるよう、保健福祉や 介護に関する相談・情報提供の充実を図っていくことが重要です。

本村では、介護保険外のサービスに関することを含む、高齢者や家族への総合的な相談支援や情報提供は主として地域包括支援センターで実施し、制度・サービスの内容や申請手続きの方法等の介護・福祉サービスの情報提供に努めています。

高齢者に対する虐待の問題も深刻化しており、地域全体で虐待の予防、早期発見・早期対応に向けて取り組むことができるよう、関係機関等との連携を強化しながら、適切な対応と住民への意識 啓発を図っていく必要があります。

今後も、サービスを必要とする方や家族が十分な選択肢を得ることができるよう、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、高齢者の権利擁護、高齢者の虐待防止、サービス実施事業者との連携を強化によるサービスの総合調整、介護人材の確保、保健事業と介護予防の一体的実施に努めるなど、地域ケア体制の強化を図ることが求められます。

1. 介護サービス事業者との連携

月1度、村内の居宅支援事業所の介護支援専門員との打ち合わせ、長生郡市内の事業所と定 例会を実施しています。

介護保険事業の実践者としての介護サービス事業者とも積極的な情報交換を進め、事業者からの積極的な情報提供を促します。また、地域包括支援センターを核として、介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア等の関係者との連携を図り、高齢者保健・福祉サービスの総合調整に努めます。

2. 高齢者虐待の防止

(1)虐待防止に向けた取組

虐待を未然に防止するための啓発や、虐待の通報、届け出窓口を住民に周知するととも に、通報を受けた際は直ちに事実確認を行い、一時保護などの措置を行います。

(2)早期発見・早期対応に向けた取組

高齢者の虐待に関して、介護保険事業所や医療機関、民生委員児童委員との連携による情報収集・共有化に努めていますが、実態の把握が難しいケースが多くなっています。

今後も、「高齢者虐待防止法」に即した適切な対応が取れる体制を整備し地域全体で見守る 体制づくりに努めます。

3. 権利擁護に関する制度の利用促進

(1)成年後見制度※の利用促進

判断能力が十分でなく、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難な認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用について適切に支援するとともに、必要に応じて村長申立てによる制度の活用を図るなど、成年後見制度利用支援事業を活用し、支援します。

(2)地域福祉権利擁護事業の利用支援

金銭管理等が必要な高齢者に対しては、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援 事業を活用し、支援を行っています。

今後も、地域福祉権利擁護事業の窓口である社会福祉協議会との連携を強化し、判断能力に不安を持った方々への日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助(代行、代理、情報提供)などの支援を行い、高齢者が地域で安心して生活できる体制づくりに努めます。

4. 介護・福祉サービス充実のための人材の確保

初任者研修への助成や介護人材のスキルアップを促す研修の実施を検討し、村内の介護保険サービス事業所、介護施設に従事する人材、介護分野で働く専門職の確保と定着を促進していきます。

また、離職防止・定着促進を進めていくとともに、介護サービスの質や安全性の確保に留意しながら、ロボット・ICTの活用や、書類の簡素化や様式の標準化による文書負担軽減の取組を促進するなど、介護現場の生産性向上に資する様々な支援に総合的に取り組んでいきます。

そして、要支援者の総合事業への移行や家族介護など、地域での介護に関連する人材の育成は、今後ますます重要になってきます。ボランティアポイント制度等を活用しながら、地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。

なお、介護人材の確保は、中長期的なサービス需要量等を踏まえた取組としていくことに 努めます。

52

[※] 成年後見制度:認知症高齢者など判断能力の不十分な成年者の権利を擁護するための制度で、不動産や重要な財産の処分、介護契約や施設入所契約などの場合に、各人の判断能力の程度に応じて援助を行う制度。

5. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆる フレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな生 活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施すること が必要となっています。

このため、高齢者ができる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ 分析による地域及び高齢者の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等 への積極的な関与を行う、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

第2節 福祉コミュニティの充実

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、行政や事業所によるサービス提供のみならず、家族や近隣住民をはじめ、ボランティア活動や自主活動組織など、地域のコミュニティによる支え合いが不可欠です。

中でも、地域で孤立しがちな高齢者に対し、引きこもりや孤独死を避けるためにも、日常生活の中で、見守りや何らかの支援を行っていく体制を構築していく必要があります。

本村では、ボランティア団体やシルバー人材センター、老人クラブなどを通して、支援が必要な 高齢者への援助活動や一人暮らし高齢者の見守り活動など、高齢者自身が主体となって高齢者を支 える活動を担うことができるよう支援を行っています。

今後はさらに、一人でも多くの村民が地域福祉に関心をもち、積極的に地域活動に参加できるよう、地域福祉に関する学習活動やPR活動を推進していくことも重要です。

また、支援が必要な高齢者やその家族等ができるだけ住み慣れた身近な場所で暮らし続けられるよう、村全体で支え合う仕組みをさらに強化するとともに、積極的に自主的な福祉活動への参加促進を図ることで、地域住民も含めた助け合いや支え合いが活発に行われる、福祉コミュニティの充実を図ることが求められます。

1. ボランティア活動情報の提供

社会福祉協議会で、会報等によりボランティアセンターやボランティア活動を紹介しています。

高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技術等をいかしたボランティア活動に積極的に 参加できるよう、ボランティア講習会やボランティア活動に関する情報提供を行います。

2. ボランティア活動の促進

村社会福祉協議会で、ボランティアの活動状況をホームページやSNS等で紹介しています。 高齢者がこれまで培ってきた経験や知識・技術を活かし、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、 積極的にボランティア活動に参加できるよう、各種講演会の開催、活動に関する情報提供を行 うと共に、支援を必要とする方とのマッチングなど、ボランティアセンターの充実に努め、ボ ランティア活動を促進します。

また、介護サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティア活動などの先進的事例 を参考にしながら、地域の実情に即した就労的活動による社会参加の促進などの取組を検討します。

		現状		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ボランティ アセンター	計画	160	160	160	220	230	240
登録者数 (人)	実績	115	118	210	220	230	240

3. 福祉教育の推進

学校教育や社会教育において、福祉活動やボランティア活動を体験する機会や多世代交流の機会の充実を図り、他人に対する思いやりや共に支え合う気持ちの醸成に努め、福祉のこころづくりを促進します。

4. 地域の保健福祉を担う人材の育成

民生委員児童委員協議会、健康づくり協力団体や保健衛生推進協議会等、地域の保健福祉を 担う人材、組織の育成を図るため、各種研修や情報提供等を行います。また、民生委員児童委 員については、担い手不足を解消するために業務内容の見直しや研修活動の充実に努め、人材 の確保を図ります。

第3節 連携体制の強化

本計画を円滑に推進するためには、庁内体制の連携を強化するとともに、地域福祉の中心的な担い手である村社会福祉協議会への支援と、保健・医療・福祉の各分野及び関係機関が連携による推進体制の強化を図っていく必要があります。また、高齢者が気軽にサービスを利用できるようサービス手続きの簡素化、サービス内容の透明化に努めていくことも重要です。

なお、法改正により地域包括支援センターの総合相談支援業務の一部委託や、介護予防支援の指定対象拡大等が行われており、これらの変更がスムーズに行われるよう、関係団体等が連携することが求められています。

1. 庁内体制の充実

保健・医療・福祉による会議を月1回実施しています。

保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育委員会、建設、雇用対策等の高齢者に関する関係各課が情報面の連携を強化しながら、行政における情報の共有化・窓口の一本化等による事務の効率化と、総合的なサービス実施を図ります。また、一部事務組合等の広域組織の連携により、社会福祉施設や消防・救急などとの連携を強化します。

2. 事業の適切な執行管理

住民に対し適切な情報公開を行うとともに、福祉サービス利用者の意見を反映し、より良いサービスのためサービス評価システムの構築を検討します。

3. サービス手続きの簡素化

地域包括支援センターを中心に利用希望の把握をし、自ら申請ができない高齢者に対しては手続きを代行しています。

サービス利用を円滑に進めるため、居宅サービス実施機関や地域包括支援センター等の相談機関、民生委員児童委員等を通じたサービス利用希望者の的確な把握と申請手続きの簡素化に努めます。

4. 村社会福祉協議会への支援

地域福祉の中心的な担い手である村社会福祉協議会に対して、事業者としての円滑な活動ができるよう、地域福祉活動の拡充等を積極的に支援します。

5. 関係機関との連携強化

保健・医療・福祉の各分野及び関係機関が常に連携し、個人情報の保護に留意しながら情報を共有する仕組みを構築・強化することにより、介護や支援を必要とする高齢者の早期発見や適切なサービスの提供を行うなど、適切な介護や支援が行われる体制づくりに努めま

す。重層的支援体制整備事業に取り組み、障がい者福祉や児童福祉など、他分野との連携を 促進します。

6. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展、特に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えるとともに、従来の介護予防事業や権利擁護、相談事業、さらには介護保険制度の改正による新たな事業に適切に対応するため、地域包括支援センターの役割に応じた人員体制の強化に努めます。同時に、業務負担の軽減と質の確保にも取り組んでいきます。

7. 計画の進行管理

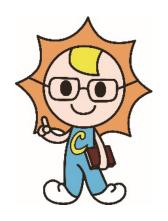
本計画の実施については、関係機関や村民等から構成される長生村介護保険運営協議会をはじめとする協議体における審議を通じて計画の進捗、諸目標の達成状況の点検・評価を行います。

また、本計画の推進にあたっては、村社会福祉協議会をはじめとする保健・医療・福祉・介護関係機関等と連携しながら目標の達成に努めます。

また、中長期的な介護ニーズの見通しについて、介護サービス事業者をはじめとする地域の関係者と共有し、今後のサービス基盤整備についてのあり方を検討します。

なお、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育、住宅、就労、環境、村づくりなど村 民の生活関連分野と深くかかわります。従って、村民との協力協働をより円滑で実りあるも のとするため、庁内関係部署及び関係機関、団体等との一層の連携に努め、計画の総合的な 推進を図ります。

第3編 介護保険



第1章 介護保険給付の実績

第1節 サービス別給付実績

本村の介護保険計画値と実績値を比較すると、2年連続で計画値よりも実績値の方が10%以上上回ったサービスは「介護老人福祉施設」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「訪問介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「短期入所生活介護」「特定福祉用具販売」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」となっています。

一方、2年連続で計画値よりも実績値が10%下回ったサービスは「特定施設入居者生活介護」「地域密着型通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護(老健)」となっています。

サービスごとの給付実績と計画値の比較

(単位:千円)

			令和3年度			令和4年度	
		計画値	実績値	対計画比※	計画値	実績値	対計画比※
施設	小計	450, 433	494, 367	109.8%	450, 683	482, 282	107.0%
サービス	介護老人福祉施設	190, 597	224, 202	<u>117.6%</u>	190, 703	235, 349	<u>123.4%</u>
, ,	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	76, 475	86,722	<u>113.4%</u>	76,517	88,566	<u>115. 7%</u>
	介護老人保健施設	183, 361	182,693	99.6%	183, 463	158, 366	86.3%
	介護医療院	0	253	_	0	0	-
	介護療養型医療施設	0	497	-	0	0	_
居住系	小計	80,810	71,430	88.4%	83, 642	68,683	82.1%
サービス	特定施設入居者生活介護	30,807	22,385	72.7%	30,825	20,723	67.2%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	50,003	49,045	98.1%	52,817	47,960	90.8%
在宅	小計	599, 920	630,646	105.1%	632, 601	686, 441	108.5%
サービス	訪問介護	125, 569	148, 992	<u>118. 7%</u>	133, 345	166, 993	<u>125. 2%</u>
, ,	訪問入浴介護	22, 490	16,953	75.4%	22, 742	22,356	98.3%
	訪問看護	20,902	32,981	<u>157.8%</u>	21,917	42,744	<u>195. 0%</u>
	訪問リハビリテーション	5, 290	6,615	<u>125.0%</u>	5, 293	5, 425	102.5%
	居宅療養管理指導	5, 973	7,429	<u>124.4%</u>	6, 251	9,304	<u>148.8%</u>
	通所介護	167, 073	176,500	105.6%	177, 213	176, 161	99.4%
	地域密着型通所介護	19,045	13, 439	70.6%	20,707	12,007	58.0%
	通所リハビリテーション	42, 219	32,041	75.9%	45,029	36,619	81.3%
	短期入所生活介護	50, 332	60,498	<u>120. 2%</u>	51,667	66,567	128.8%
	短期入所療養介護(老健)	18,782	7, 422	39.5%	18, 792	7, 134	38.0%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	_	0	0	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	49, 248	50,760	103.1%	52, 247	56,071	107.3%
	特定福祉用具販売	1, 361	1,686	<u>123.9%</u>	1, 361	2, 106	<u>154. 7%</u>
	住宅改修	4, 118	4, 149	100.8%	5, 498	5,836	106.1%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,500	3,052	<u>122. 1%</u>	2,501	4, 471	<u>178.8%</u>
	夜間対応型訪問介護	0	0	_	0	0	-
	認知症対応型通所介護	0	0	_	0	0	_
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	0	0		0	0	_
	介護予防支援・居宅介護支援	65,018	68,129	104.8%	68,038	72,647	106.8%
		33,010	55, 127	104.0%		, _, 0 - 1	100.0/0

※対計画値比110%を超えたものは太字下線、90%を下回っているものは太枠で表しています。

(出典)「見える化」システム=厚生労働省「介護保険事業状況報告」(年報)

給付費実績値の増減の傾向としては、第7期計画時からみると全体的に増加傾向となっています。居住系のみ減少傾向で、施設サービスは全てのサービスで、在宅サービスも多くのサービスで、第7期計画実績値よりも増加傾向となっています。

令和3年度、令和4年度実績と第7期計画給付実績(年平均)の比較 (単位:千円)

		令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	第7期期間 実績値の 平均	R3と 第7期の 増減	R4と 第7期 の増減
施設	小計	494, 367	482, 282	421, 466		
サービス	介護老人福祉施設	224, 202	235, 349	191, 480		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	86, 722	88,566	76, 393		
	介護老人保健施設	182, 693	158, 366	153, 593		
	介護医療院	253	0	0	_	_
	介護療養型医療施設	497	0	0	_	_
居住系	小計	71,430	68, 683	80,659	1	1
サービス	特定施設入居者生活介護	22, 385	20,723	31, 433		1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	_	_
	認知症対応型共同生活介護	49, 045	47,960	49, 226	\Longrightarrow	
在宅	小計	630, 646	686, 441	560, 812	<i>></i>	
サービス	訪問介護	148, 992	166, 993	109, 853		
	訪問入浴介護	16,953	22, 356	18, 215		
	訪問看護	32, 981	42, 744	20,687		
	訪問リハビリテーション	6,615	5, 425	6, 466		1
	居宅療養管理指導	7, 429	9, 304	5, 599		
	通所介護	176, 500	176, 161	158, 243		1
	地域密着型通所介護	13, 439	12,007	27,505	1	1
	通所リハビリテーション	32, 041	36,619	43,079	1	1
	短期入所生活介護	60, 498	66,567	48,508		
	短期入所療養介護 (老健)	7, 422	7, 134	6,800		
	短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	_	_
	短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	_	_
	福祉用具貸与	50,760	56,071	45,682		
	特定福祉用具販売	1,686	2, 106	1,550		
	住宅改修	4, 149	5,836	4, 093		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,052	4, 471	2, 232		
	夜間対応型訪問介護	0	0	0		_
	認知症対応型通所介護	0	0	0	_	_
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	_	_
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	_	_
	介護予防支援・居宅介護支援	68, 129	72,647	62,300		

※対第7期平均比10%以上の増減は太い矢印 (▶)、10%未満の増減は細い矢印 (▶) で表しています。

(出典)「見える化」システム=厚生労働省「介護保険事業状況報告」(年報)」

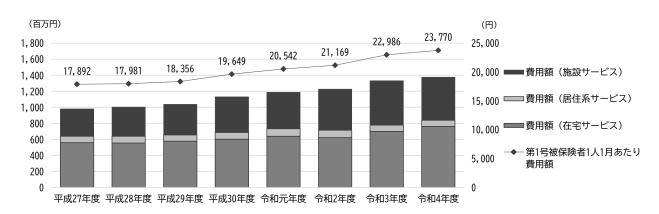
第2節 費用額の推移

本村の第1号被保険者一人あたりの介護保険費用額は、平成27年度から令和4年度まで一貫し て増加しています。在宅サービスは、平成27年度から令和4年にかけて1.36倍、施設サービス は同じく 1.58 倍に増加しています。

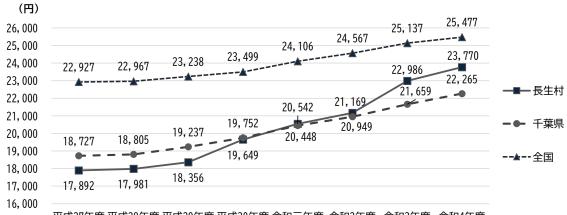
全国、県と比較すると、全国よりも下回っていますが、県との比較では令和元年度から県を上 回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
蒦	費用額(百万	979	1,003	1,035	1,130	1, 186	1, 227	1, 331	1, 376
	在宅サービス (百万円)	559	554	577	602	638	621	698	761
	居住系サービス (百万円)	80	84	78	85	93	92	80	77
	施設サービス (百万円)	340	365	380	444	455	514	554	538
	1号被保険者一人 たり費用額(円)	17, 892	17, 981	18, 356	19,649	20, 542	21, 169	22, 986	23, 770

費用総額と第1号被保険者一人あたり費用額の推移(長生村)



第1号被保険者一人あたり費用額の推移(県、全国との比較)



平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度

(出典)「見える化」システム=厚生労働省「介護保険事業状況報告」(年報)

第2章 介護保険サービス量及び給付費の見込み

第1節 介護保険費用額の推計

1. 介護予防サービス見込量及び給付費

介護予防サービスについては、第9期計画期間中は、全体的に横ばいで推移することを見 込みます。

介護予防サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和 22 年度
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	372	372	372	372	372
	回数(回)	3.4	3.4	3.4	3.4	3. 4
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	6,332	6,340	6,340	6,340	6,340
	人数(人)	13	13	13	13	13
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	794	795	795	795	795
	回数(回)	8.1	8.1	8.1	8.1	8. 1
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
(病院等)	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2, 221	2,316	2, 316	2,510	2, 415
	人数(人)	23	24	24	26	25
特定介護予防福祉用具販売	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1, 171	1, 173	1, 173	1, 173	1, 173
	人数(人)	1	1	1	1	1
地域密着型介護予防サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)	2,074	2,130	2, 183	2, 294	2, 130
	人数(人)	38	39	40	42	39
合計	給付費(千円)	14, 044	14, 206	14, 259	14, 564	14, 305

2. 介護サービス見込量及び給付費

施設系サービスはほぼ横ばい、それ以外の多くのサービスでは増加が見込まれるため、第8計画期間と比較すると、概ね年間1億円の給付費の増加が見込まれます。

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和 22 年度
訪問介護	給付費(千円)	165, 898	168, 903	168,903	181,521	192, 135
	回数(回)	4, 572. 7	4, 648. 9	4, 648. 9	4, 997. 9	5, 297. 8
	人数(人)	161	164	164	175	182
訪問入浴介護	給付費(千円)	29,036	29, 741	30,409	31,031	35, 126
	回数(回)	190.8	195.3	199.8	203.8	230.6
	人数(人)	42	43	44	45	51
訪問看護	給付費(千円)	45, 022	45, 507	45,507	49,103	53,677
	回数(回)	849.1	856.8	856.8	925.1	1,008.9
	人数(人)	88	89	89	96	104
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5, 778	6,077	6,077	6,549	6,982
	回数(回)	164.0	171.3	171.3	185.4	198.1
	人数(人)	15	16	16	17	18
居宅療養管理指導	給付費(千円)	11, 195	11, 341	11,565	12, 245	12, 948
	人数(人)	96	97	99	105	111
	給付費(千円)	185, 581	187, 556	188, 435	203,680	210, 277
	回数(回)	1, 802. 2	1, 819. 7	1,829.1	1,969.9	2,024.3
	人数(人)	214	216	217	234	241
<u></u> 通所リハビリテーション	給付費(千円)	34, 640	35, 168	36,705	36, 332	37,869
	回数(回)	447. 1	454.8	471.2	470.3	486.7
	人数(人)	60	61	63	63	65
短期入所生活介護	給付費(千円)	64, 262	65, 933	67,810	71, 277	77,885
	回数(回)	567.4	581.3	596.8	626.2	684.3
	人数(人)	43	44	45	47	51
短期入所療養介護	給付費(千円)	3, 404	4, 938	4, 938	3, 408	3, 408
(老健)	回数(回)	23.1	34.4	34.4	23.1	23.1
(七度)	人数(人)	2	3	3	2	2
短期入所療養介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
(病院等)	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(17)	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	57, 138	57,665	58,501	62,307	66,933
	人数(人)	326	329	333	353	374
特定福祉用具販売	給付費(千円)	1, 391	1,676	1,676	1, 391	1, 391
	人数(人)	4	5	5	4	4
住宅改修	給付費(千円)	994	994	1,936	1,936	1,936
	人数(人)	1	1	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	26, 306	26,340	26,340	29, 471	29, 471
	人数(人)	10	10	10	11	11

地垣	対密着型サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
	定期巡回·随時対応型	給付費(千円)	4, 580	6, 266	6, 266	4, 585	4, 585
	訪問介護看護	人数(人)	2	3	3	2	2
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	59, 176	59, 251	59, 251	61,885	64, 588
		人数(人)	20	20	20	21	22
	地域密着型特定施設	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	給付費(千円)	81,452	81,556	81,556	95, 847	99, 508
	入所者生活介護	人数(人)	23	23	23	27	28
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	11,834	12,443	12, 443	13, 166	13, 166
		回数(回)	123.8	130.1	130.1	137.0	137.0
		人数(人)	14	15	15	15	15
施討	设サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和 22 年度
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	249, 415	249, 731	249, 731	310, 397	365, 069
		人数(人)	76	76	76	95	112
	介護老人保健施設	給付費(千円)	155, 161	155, 357	155, 357	173, 816	185, 255
		人数(人)	42	42	42	47	50
	小 港 医	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	介護医療院	人数(人)	0	0	0	0	0
居守		給付費(千円)	74, 144	76, 157	77, 567	81, 171	84, 765
		人数(人)	452	463	471	493	512
合計	†	給付費(千円)	1, 266, 407	1, 282, 600	1, 290, 973	1, 429, 182	1, 545, 038

3. その他

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
特定入所者介護サービス費(千円)	52,801	54, 144	54, 413	57,302	59, 115
高額介護サービス等費(千円)	33, 473	34, 324	34, 495	36, 326	37, 476
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,860	2, 932	2, 947	3, 103	3, 202
審査支払手数料(千円)	1, 055	1,082	1,087	1, 145	1, 181
その他の費用計(千円)	90, 188	92, 483	92, 942	97,876	100, 974

4. 地域支援事業

後期高齢者の人口が増加していくことから、第9期計画中は費用が徐々に増加していくと 見込んでいます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防·日常生活支援総合事業費 (千円)	23, 729	24, 203	24, 687	23, 430	20, 940
包括的支援事業・任意事業費(千円)	39,569	40,360	41, 167	38, 126	38, 049
地域支援事業費計(千円)	63, 297	64, 563	65,854	61, 557	58, 988

5. 介護保険費用額

本計画期間中の介護保険費用額は、合計約43億円となる見込みです。

【参考】第8期計画期間は合計約38億8千万円を見込んでおり、見込みとしては増加しています。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和 22 年度
	施設サービス費用(千円)	486, 028	486, 644	486, 644	580,060	649,832
	居住系サービス費用(千円)	86,653	86,764	86,764	92, 529	95, 232
	在宅サービス費用(千円)	707, 770	723, 398	731, 824	771, 157	814, 279
	その他の給付(千円)	91,446	93, 891	94, 357	97,876	100, 974
任		1, 371, 897	1, 390, 697	1, 399, 589	1,541,622	1,660,317
	地域支援事業費(千円)	63, 297	64, 563	65,854	61,557	58, 988
1	下護保険費用計(千円)	1, 435, 195	1, 455, 260	1, 465, 443	1, 603, 179	1, 719, 306

[※]保険給付費には、以下の政策の影響を勘案しているため、各費用の合計とは一致しません。

①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②新たな処遇改善の導入

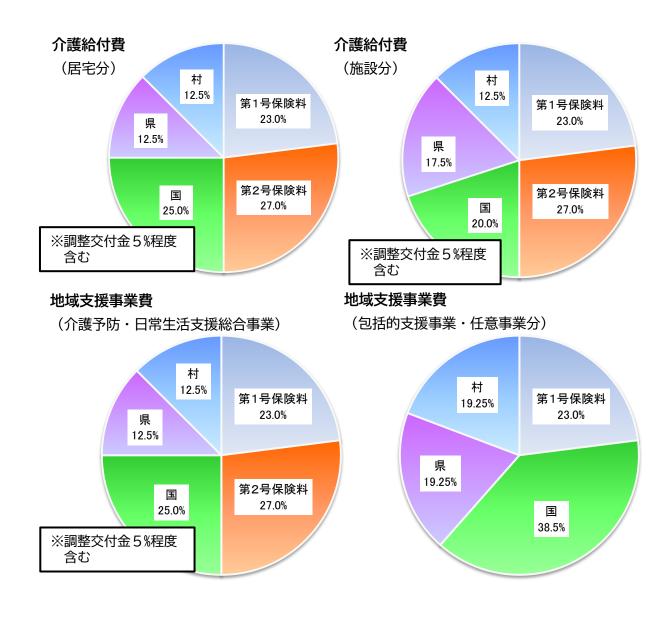
第2節 介護保険料

1. 介護保険料の考え方

65歳以上の方の介護保険料は、前述の介護保険給付費等の見込みをもとに算定を行います。

介護保険給付費等に係る費用負担については、40歳以上の方が納める保険料で50%、国・ 千葉県・村の公費で50%を負担します。また、保険料割合50%のうち、第9期の第1号被保 険者(65歳以上の方)の負担割合は23%、第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)の 負担割合は27%となっています。

このほか、高齢化や住民の所得の状況によって交付される調整交付金があります。本村の 現況より、国の負担割合は25%以下となり、その分第1号被保険者の保険料の増加が見込ま れます。



2. 介護保険料基準額の算出

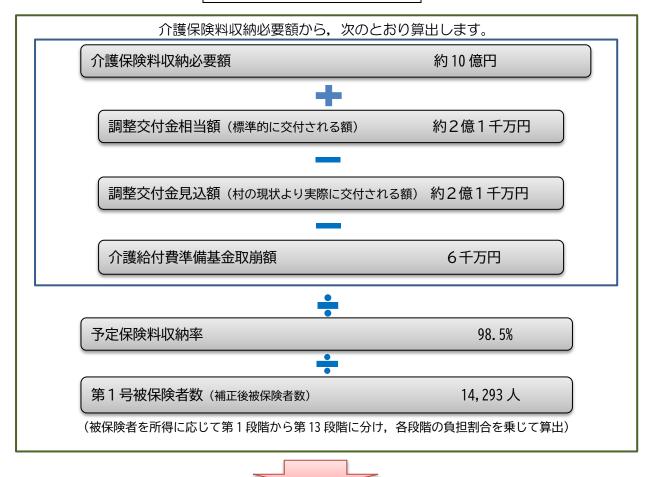
第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料については、令和6年度から令和8年度までの介護 保険事業にかかる費用の見込額(介護保険料収納必要額)をもとに算出します。

第9期計画期間の介護保険サービス費用総額

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	施設サービス費用計(千円)	486, 028	486, 644	486, 644	1, 459, 316
	居住系サービス費用計(千円)	86,653	86, 764	86,764	260, 181
	在宅サービス費用計(千円)	707, 770	723, 398	731,824	2, 162, 992
	その他の給付計(千円)	91, 446	93, 891	94, 357	279, 694
保	険給付費計(千円)	1, 371, 897	1, 390, 697	1, 399, 589	4, 162, 183
	地域支援事業費計(千円)	63, 297	64, 563	65,854	193, 714
介	護費用計(千円)	1, 435, 195	1, 455, 260	1, 465, 443	4, 355, 897

介護保険サービス費用総額(44 億円)×第1号被保険者負担率(23%)
↓

介護保険料収納必要額 約10億円



第9期保険料基準額 年額 67, 200 円: 月額 5, 600 円

3. 介護保険料段階設定の考え方

介護保険料は、市町村ごとに定める保険料基準額に本人及び世帯の課税状況などにより区分 された所得段階別の負担割合を乗じて決定されます。

第9期計画期間における国の介護保険料の標準段階は、これまでの9段階から13段階へと変更されたため、本村でも13段階の設定とします。

それに基づき、本村の第9期保険料基準額 67,200 円 (月額 5,600 円) から、各段階の保険料を算出したものが、次の表になります。(年額は 100 円未満切上げ)

第9期(令和6年度~令和8年度)の設定				
区分	対 象	負担 割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	次のいずれかに該当する人 ・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円以下の方	0. 285	19, 200	1,600
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.485	32,600	2,700
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円超の人	0.685	46, 100	3,800
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前 年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	60, 500	5,000
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、 第4段階以外の人	1	67, 200	5,600
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	80,700	6,700
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	87, 400	7, 200
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	100,800	8, 400
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7	114, 300	9,500
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	127, 700	10,600
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1	141, 200	11,700
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3	154,600	12,800
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人の政策動向により、負担割合け変動することがあります。	2.4	161,300	13,400

[※]今後の国の政策動向により、負担割合は変動することがあります。

[※]合計所得金額:収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得 控除をする前の金額です。

資料編

長生村介護保険運営協議会委員名簿

自 令和 5年8月 1日 至 令和 8年7月31日

No.	氏名	委嘱区分	所属等	備考
1	加藤 昌子	医療保健	「長生八積医院」院長	
2	木島 武文	医療保健	「木島歯科医院」院長	
3	古山一夫	福祉	民・児委員協議会長	
4	木島清	福祉	社会福祉協議会長	
5	木島 重子	被保険者	ボランティア代表	
6	小髙 周一郎	被保険者	ボランティア代表	
7	芝﨑 江美子	学識経験者	保健師	
8	小倉 幸恵	学識経験者	主任介護支援専門員経験者	
9	鎗田 和美	学識経験者	長生健康福祉センター長	
10	諸岡 夏輝	学識経験者	議会推薦	
11	安蒜 圭一	介護サービス事業者	「まきの木苑」理事長	
12	鈴木 勝幸	介護サービス事業者	「だるまさん」理事長	

計画の策定経過

年月	内容
令和5年 2月	◇アンケート調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態 調査」の実施
令和5年 8月	◆令和 5 年度 第 1 回長生村介護保険運営協議会
令和5年 12月	◆令和5年度 第2回長生村介護保険運営協議会(書面開催) ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について
令和6年 1月	◇長生村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)のパブリック コメント実施
令和6年 2月	◆令和5年度 第3回長生村介護保険運営協議会(書面開催) ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について
令和6年 3月	◆令和6年長生村議会定例会3月会議(可決) ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

長生村 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 【令和6年度~令和8年度】

発行 令和6年3月

編集 長生村役場 福祉課

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

TEL: (0475) 32-6809 FAX: (0475) 32-6812